

【研究ノート】

コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判

A Critical Study on Sovereign Theory in Corporate Governance

権 藤 正 則
Gondo Masanori

目次

はじめに

第1節 株式会社の権力は「誰のために」という問題

第1項 バリー&ミーンズ以前の株式会社観

第2項 バリー&ミーンズによる財産の変化と支配の正当性

第2節 ガバナンス概念とコーポレート・ガバナンス概念

第1項 ガバナンスの概念

第2項 コーポレート・ガバナンスの概念

第3節 コーポレート・ガバナンスに関わる諸概念

第1項 主権という概念

第2項 所有、支配、占有の概念

おわりに

(要旨)

本論文の目的は、会社は誰のものか（一般的に主権論と呼ばれる）に関わる概念のうち主権論の議論で主に語られる、「主権」「所有」「支配」「占有」の各概念について検証し「会社は誰のものか」という問題よりも「会社（経営陣）は誰のためにその権力を行使すべきなのか」という問題のほうが重要であるとし、主権論という用語そのものに対する批判を行うことである。

「会社（経営陣）は誰のためにその権力を行使すべきなのか」という問題は経営を委託された経営陣が株主の利益に無関心になるという観点でアダム・スミスが問題提起し、バリーとミーンズによって所有と支配の分離の問題が明らかになった時、誰のために経営を行うべきであるのかという問題が新たに浮上したのである。

そして主権論が議論されているコーポレート・ガバナンスとは、複数の利害関係者の利害調整という概念であり本来主権という概念とは相いれない概念である。なぜならば主権と言う概念は、民主権の場合国民という属性を持つ集団に主権が限定され、それ以外の集団も持つとい

う概念でないからである。所有、支配、占有の各概念の各概念も「会社は誰のものか」という問題を解決する根拠になりえない。むしろ「会社（経営陣）は誰のためにその権力を行使すべきなのか」の問題を解決する根拠になる概念なのである。

現在のコーポレート・ガバナンスにおける主権論は、「会社は誰のものであるのか」という問題と「会社の権力を誰のために使用するべきなのか」という問題を混同してしまっている。そのためこの二つの問題を分離する必要がある。コーポレート・ガバナンスという概念のもつ意味と、アダム・スミス、J.S. ミル、マーシャル、ケインズ、バーリとミーンズの各議論に見られるように「会社は誰のものか」という主権の問題よりも、「会社（経営陣）は誰のためにその権力を行使すべきなのか」が重要なのであり、この観点から株式会社を分析することは有用であろう。

はじめに

Henry Hansmann と Reinier Kraakman は 2001 年に発表した論文“The End of History for Corporate Law”でアメリカの株主志向のコーポレート・ガバナンスを標準モデルと位置づけ、他のコーポレート・ガバナンスモデルは標準モデルに収斂するだろうと主張した。この論文の中で標準モデルと比較がなされたモデルは、経営志向モデル、ドイツの労働志向モデル、政府が民間企業に強力に指導を行うという特徴をもつ国家志向モデルである。日本はフランスと同じく国家志向モデルと分類されている。

本研究は第二次世界大戦以前の日本が国家志向モデルであったとする研究を行おうとする際に生じた問題を直接の背景としている。国家志向モデルを主権論という枠組み¹から見ようとしてもその枠組みに入りきらないのである。それは、国家志向モデル＝国家主権論とすると菊澤のいう主権論の定義に当てはめると「企業は国家のものであり、国家が企業を統治し、企業統治の主権者は国家であり、国家が企業をガバナンスする」ということになる。そうなる国家主権に分類される株式会社とは、国有企業若しくは国家が設置した特殊会社に限定されることになってしま

う。しかし国家志向モデルの対象は国有企業に限定されるものではなく、政府が企業に対してとる行動も株式保有だけではない。

Henry Hansmann と Reinier Kraakman が指摘するところでは、「コーポラティブ経済での企業の業務に関する国家コントロールの手段は一般的に会社法の外に横たわっている。それらは以下のものを含んでいる。たとえば、それは、クレジット配分、外国為替、ライセンスの分配、そして非競争的な諸ルールの免除に関する、政府官僚の手中にあるかなりの裁量権である。」(6 ページ) といったものである。つまり国家志向モデル下においては、国家による企業保有による直接コントロールではなく、政府の望むように企業経営者が行動するように誘導を行うのである。そのことは、一般的にコーポレート・ガバナンスの主権論の中で議論される「会社は誰のものか」、「誰が会社を支配しているのか」、「株式をだれが保有しているか」という枠では説明ができない。さらに“主権論”という議論はコーポレート・ガバナンス論争の一ジャンルとして扱われているが、主権という概念は“ガバナンス”という概念と本来相容れないものである。そして主権論（会社は誰のものか）という議論の中で使用される「所有」「支配」「占有」の概念は、「会社は誰のものか」という問題よりも「会社（経営陣）は誰のた

めにその権力を行使するべきなのか」という問題に関連する概念であると証明することによって主権論そのものに批判をするのが本論文の目的である。

第1節 株式会社の権力は「誰のために」という問題

第1項 バリー & ミーンズ以前の株式会社観

株式会社は誰のためにあるべきなのかという問題は現在さかんに議論されている。そのためなぜこの問題が取りざたされたのかを本節で時系列順に説明を行う。

アダム・スミスは『国富論』の中で次節に述べるバリーとミーンスの思想の先駆けとなる思想を表した。それは「合本会社の事業は、つねに取締役会によって運営される。確かに取締役会は、多くの点で株主総会の統制を受けることがよくあるけれども、株主の大部分は、会社の業務について、あえてなにごとかを知らうなどと張り切ることはめったにない。たまたま株主の間に派閥的な風潮でもひろがっていないかぎり、会社の業務に頭を突っ込んで心を労したりはせず、取締役がこのくらい渡すのが適当だと考える半期分もしくは一年分の配当をもらうことに甘んじている。」(1185 ページ)

「通例、合本会社には、どんな合名会社がほこるよりも、はるかに巨大な資本が集まってくる。南海会社の営業資本は一時三三八〇万ポンドを超えたことがあった。[一七二三年のこと]。イングランド銀行の配当付資本は現在一〇七八万ポンドに達している。ところが、こういう会社の取締役は、自分自身の金を見張るときにしばしば見せるのと同じ鶴の目鷹の目でひとの金を見張るとは、とても期待できない。」(1185 ページ)

「金満家の執事よろしく、些事に注意を払うと、かえって御主人の沽券にかかわるなどと考えがちで、いともあっさりと自分で自分

の注意義務を免除してしまう。だから、こういう会社の業務運営には、多かれ少なかれ怠慢と浪費がつねにはびこること必定である。」(1186 ページ)

「これら商事会社の株主の大多数は、抗しがたい社会的な原因から、自分の臣民の幸福と悲惨、自分の領土の改良と荒廃、自分の行政の栄光と汚辱について完全に無関心であり、また、必然的に無関心たらざるを得ないのであって、ここまで無関心な主権者は、いまだかつて他にいなかった。」(1202 ページ)

アダム・スミスは、上記の記述で株式会社というものは本来の資本の持ち主である株主と株主から委託され実際に会社を運営する取締役の双方が無責任となり業務運営に怠慢と浪費がはびこると指摘したのである。そのためアダム・スミスにとって後にバリーとミーンスが指摘した所有と経営の分離の状態は不健全であり、所有と経営が一致している状態つまり自分の責任で自分の資産を運用し利益を獲得し、自分に利益を配分することこそが正しいという株式会社のシステムそのものを批判する立場だったのである。

J.S. ミルは1848年に出版した『経済学原理』においてアダム・スミスの思想とほぼ同じ株式会社観に立っている。ミルがアダム・スミスと異なる点は利害関係者という概念を追加したことにある。「株式会社の事業は、雇われてその経営に従っている人たちのほか誰の主要なる関心ごとでもないわけである。しかし使用人と利害関係者自身とは仕事に対する身の入れ方がまったく違い、また雇傭労働を使わなければならない場合においてはこれを監視する『主人の眼』がなくてはならぬものであって、このことは、すでに経験の示すとおりであり、また日常普通の経験を表現することわざも表現しているとおりである。」(263 ページ)

「ところが、このような事業に対する関心の強さは、雇われた被使用人として他人の利

潤のために事業を指揮する者には、ほとんど期待することができないものである。」(264 ページ)

このことについてマーシャルは1919年『商業と産業』において株式会社の取締役、使用人について以下のような意見を持っていた。それは、「彼ら自身が、株式の保有者であることを除外して考えるならば、彼らは、いくぶん声望を失うこと以上には、また、他の被傭者と共有する職場を失う可能性以上には、会社の失敗に対して何ら危険を負担しない。危険を負担するのは株主であるが、企業の所有者としての株主の機能のほとんどすべては、取締役その他の被傭者に委譲されている。ところが取締役は、実際には株式の小部分しか持っていない場合でも、重大な誤謬を犯さない限り辞めさせられることはまれである。それゆえに、彼らは、企業に関する重大な問題についての決定がその「長」に属するという意味では、会社の「長」と考えてもよい。」(170 ページ) というものである。この議論はアダム・スミスやJ.S. ミルと同じ株主会社観に立っているが、特筆すべき点として、株式会社の取締役の無責任性についてさらに言及した点である。そして株主ではなく取締役が実質的に会社の長となっていることを指摘した。

ケインズは1931年の『説得論集』においてアダム・スミスやJ.S. ミルの株主会社制度への不信感という立場から一歩進み、バリー&ミーンズが1932年に『現代株式会社と私有財産』において証明した所有と経営の分離を一足早く指摘した。それは「大企業が成長してある地点に達すると、大手鉄道会社や電力・ガス会社ではとくにそうだが、大手の銀行や保険会社でも、資本の所有者である株主が経営にほとんど関与しなくなり、その結果、巨額の利益を上げることに對して、経営陣がもつ直接的な個人的利害関心はまったく二次的になる。この段階になると、経営陣に

とっては、会社の全体的な安定と評判の方が、株主利益の最大化よりも重要になる。株主は適切とされてきた水準の配当で満足するしかない。経営陣はこの水準の配当を確保すれば、世論や顧客の批判を避けることに直接の関心を向ける場合が多い」(195～196 ページ) というものである。前半部は前述のアダム・スミスやJ.S. ミル、マーシャルと同じく株主が経営に参加することがなくなり、経営を委託された経営陣が株主の利益に無関心になるという点では一致していると言える。問題となるのは後半部である。それは経営陣の関心が株主利益ではなく会社の安定と顧客の評判に向くという箇所であるこの部分は「会社（経営陣）は誰のために」という問題でありステークホルダー志向の先駆けともいえる。しかし後述のバリー&ミーンズとは違い、体系的な分析は行われてはいないことに違いがある。

第2項 バリー&ミーンズによる財産の変化と支配の正当性

バリーとミーンズ以前の経済学者は株式会社の所有者（株主）と株主から委託された経営陣が一致していない場合、株主と経営陣双方が会社に対して無責任となり、結果的に財を浪費するだろうという批判を行っていた。そしてそのような状態になる株式会社制度そのものに不信感をもち株主が経営に自己の責任で関与するべきと言う思想を持っていた。

それに対してバリーとミーンズは『現代株式会社と私有財産』「第IV編事業体の新しい方向づけ」において、「消極的財産所有者の権利を強化するほうを選ぶか」(333 ページ) 「支配者に何の拘束もない一連の権力を委ねるほうを選ぶか」(333 ページ) の選択肢を提示したうえで別の選択肢が存在していることを示唆している。そしてその記述は支配者が誰のためにその権力が使われるのかという問題も示唆しているのである。そのため、そ

の記述の論理構造を分析することは、誰のために経営を行うのかという問題の重要性を示すことにもなる

前述の通りバーリとミーンズ以前は所有と経営が一致していることが望ましい＝所有者と経営者が同一であるために「会社は誰のものか」という問題と「会社の権力は誰のために使用されるべきなのか」という問題も未分離であった。しかしバーリとミーンズにより経営と支配が分離されたことが明示されたことにより、「会社は誰のものか」という問題と「会社の権力は誰のために使用されるべきなのか」という問題が分離され、所有者ではない会社の支配者が誰のために会社の権力を行使するのかという問題が新たに発生したのである。

このような結論に至ったのかは以下の①～④の記述から導かれているものと思われる。

①最初期は所有者が自分で事業活動を支配しているときは自分の利益に添った行動が許されていた²。②しかし株式という経営への参加権を小分けにする制度により財産に対する所有者の責任がなくなってしまった³。③そのため所有者の財産への責任＝支配権は、実際に財産に対する責任や権限をもつ支配者に移った⁴。④支配権を支配者に譲った所有者には財産から生じる富のすべてを享受する正当性はもはやない⁵。そのため会社の利益はすべて所有者のものであると主張する権利ももはやないという結論に至ったと思われる。

以上のことをまとめると、①形式上支配者集団は、所有者の利益に添って権力を行使するために所有者から権力を譲与されている。しかし実質的に所有者権力の正当性が失われていることは明らかである。②しかし支配者集団が譲与された権力を自分自身のために利用してよいという事例は何一つもない。つまり支配者をもつ権力の正当性も存在しないことをバーリとミーンズは示唆している⁶。

そしてバーリとミーンズは会社の権力は誰

のために行使されるべきかという問題について以下のような結論を出した。

「むしろ支配者集団は、所有者だけでも支配者だけでもない、もっとはるかに広い集団の権利に道を開いたというべきであろう。つまり現代株式会社というコミュニティを、所有者や支配者だけではなく社会全体に奉仕することが求められる位置に就けたのである」(334 ページ)

このような結論に至った理由は上記の所有者と支配者利益のためだけに権力が使われるという正当性が失われたという理由のほかに以下の二つの理由からだと思われる。

一つ目の理由は①支配がごく少数の人間に集中したことにより経済力もまた集中することになった。②集中化された権力は強大化しコミュニティの運命をも左右するようなものとなった。③この現象は企業を社会制度に変化させたということである。つまりバーリとミーンズは会社という組織が単なる営利集団ではもはやなく社会に対して多大な影響力をもつ権力が集中化された社会組織であると規定したことである⁷。

二つ目の理由は、絶大な権力である宗教的権力と政治的権力のために行われた闘争が経済力の面でも起こると想定したことである。そのことは、(1)と(2)の記述から伺える。

(1)「一面においてそれは、中世の教会に集められた宗教的な権力、国家に集められ、政治的権力とも対比しうる、経済分野での権力の集中をうちに含んでいる。他面において経済的利害の広範な分化—資本を提供する「所有者」の利害、「創造」する労働者の利害、企業の製品に価値を与える消費者の利害、なかんずく権力をふるう支配者の利害—の相互関係を内包する。(311 ページ)」

(2)「これほどの権力の集中とこれほどの多様化が、権力とその規制—利益とその保護—をめぐり長い紛争を引き起こすどんな形態であれ、権力をふるう個々人と、その権力行使

の対象となるものの間には、戦闘状態の絶えることはなかった。権力を得たい不断の熱望があるのと同じく、かかる権力を、その影響を受ける個々人の大部分の奉仕者に変えようという、不断の熱望もある。カトリック教会を改革する長い闘争、国家の憲法の進歩をめぐる長い闘争は、みなこの現れにほかならない。絶対的な権力は、組織を構築するのに有効である。だがそれより歩みは遅いが同じくたしかなのは、権力を、すべての関係者が恩恵を享受するように用いるべきだと求める、社会圧力の増大である。教会の歴史と政治の歴史に常に随伴するこの圧力は、すでに経済分野においても多くの場面でみられるようになってきている」(332 ページ)

つまり以下のような論理がなされていることになる。(1)集中化された経済力は権力である(2)権力はそれに関係するものすべての者が恩恵を受けるために用いられるべきという歴史の流れが経済権力にもみられるようになった。(3)経済分野の権力は、所有者と支配者の利害だけでなく消費者や労働者の利害も内包する。そして株式会社はもはや社会的制度である。(4)社会制度であるということは社会全体に奉仕することが求められるということである。

結論としてバーリとミーンズは所有と支配の分離がなされたからこそ、強力になった経済権力(株式会社の権力)は誰のために経営を行うべきであるのかという問題が新たに生じたことを示唆している。つまり所有は「会社の権力は誰のために行使すべきか」という問題に影響を及ぼさないのである。

第2節 ガバナンス概念とコーポレート・ガバナンス概念

第1項 ガバナンスの概念

コーポレート・ガバナンスの問題について入っていく前に一般的な“ガバナンス”という概念について検討を行う必要がある。なぜ

ならばコーポレート・ガバナンスとは、文字通りコーポレート(公開株式会社)のガバナンスという意味の造語であるからである。大まかに分けてガバナンスの定義には二つのグループがある。第一のグループは複数の利害関係者が協働して目的を達成することがガバナンスであると定義している。この定義を採用しているのはJAICA(2008)⁸、グローバルガバナンス委員会⁹、Jon Pierre and B. Guy Peters(2000)¹⁰などである。

第二のグループは統治のプロセスのことをガバナンスと定義している。この定義を採用しているのがMark Bevir(2013)¹¹、World bank¹²、Institute on Governance¹³等であり、その定義は注記の通りである。

次に日本人研究者のガバナンスの定義はどのようにになっているのかを見ていく。前述の第一グループに含まれるのが岩崎正洋(2003)¹⁴、山本隆(2009)¹⁵である。

またガバナンスという言葉の意味からガバナンスをあるものの動きを制御すること、言い換えれば舵取りであると定義をしているものも存在している。この場合の定義を使用しているのは、西岡晋(2006)¹⁶、大塚祐保(2008)¹⁷、木暮健太郎(2008)¹⁸である。

このようにガバナンスの定義は多種多様なものになっているがもっとも漠然としたかつ広い意味でのガバナンスとはJAICAやマーク・ベビア、グローバルガバナンス委員会、山本隆が主張しているように政府だけではなく民間などの複数の利害を持つ集団が協働して意思決定もしくは合意形成を行うことであると定義することが出来る。この二つの広い意味でのガバナンスの定義を合成すると「政府だけではなく民間などの複数の利害を持つ集団が協働して意思決定もしくは合意形成を行い、あるものの動きを制御して、一定の方向に導くことである」と定義することができる。

また、オーストラリアガバナンス協会が

言っている、誰が（主権論）何のために誰のための（目的論）どのようにチェックするのか（方法論）という概念を上記の定義に当てはめて考えると「政府だけではなく民間などの複数の利害を持つ集団（そのうち誰がメインとなって〔主権論〕が協働して意思決定もしくは合意形成を行い、あるものの働きを制御して（チェックするのか〔方法論〕）、一定の方向に導くことである」といえる。

第2項 コーポレート・ガバナンスの概念

次にガバナンスの問題のうち今回の論文の対象である株式会社のガバナンス、つまりコーポレート・ガバナンスの概念に入っていく。Robert A.G. Monks & Nell Minow (2011) はコーポレート・ガバナンスとは以下のように定義している。

「つまり“コーポレート・ガバナンスは公開株式会社の構造と意思決定の仕組みである。”」(XXII ページ)

次にロナルド・ドーア (2006) はコーポレート・ガバナンスの中核要素を以下のように定義している。

「誰が会長、社長、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）などの最高責任者を選び、そのパフォーマンスを誰が評価して、どういう咎で、そしてどういう手続きで、追い出せるかがコーポレート・ガバナンスの中核要素のひとつだといえる。」

この二者にとってコーポレート・ガバナンスとは①意思決定の仕組みであり、②経営者をどのように監視するのかというような解釈をしていることがわかる。前節のガバナンスと比較すると①の意味合いは共通しているといえる、しかし②の意味である経営者の監視という意味が新たに加わっていることがわかる。

次に日本人研究者はコーポレート・ガバナンスをどのように解釈しているのであろうか。ドーアの定義を使用しているのが中村瑞

穂 (2003)¹⁹ 高橋俊夫 (1995)²⁰ 伊丹敬之 (2000)²¹ 植竹晃久 (1999)²² 加護野忠男・吉村典久 (2010)²³ である。

この人々のコーポレート・ガバナンスの定義の特徴は前述の通り経営者の選任または規律付けに重点が置かれており、前項で述べたガバナンス概念とは異なっている。

前節の“ガバナンス”概念に近いコーポレート・ガバナンスの定義を述べているものに土屋守章・岡本久吉 (2003) がいる。その定義とは、「これらの定義の基礎にある考え方を大きくくり整理すると、その一つは「企業の主権者あるいは所有者は誰なのか」という観点からのアプローチ、その二つは「企業はいかなる利害関係者のために経営するべきか」という観点からのアプローチ、の二つが浮かび上がってくる」(28 ページ) というものである。つまり、コーポレート・ガバナンスの定義は企業の所有者が誰であるかという側面と誰が所有者であることかは関係なく誰のために会社の権力を行使するのかという側面があることを示唆している。しかし、前者の側面はバーリとミーンズが証明したように、所有と経営が分離している近代的な株式会社では重要な問題になりえない。むしろドーアらの定義も経営者と言う会社内部の権力を行使する集団とその経営者を選任・監視する集団が別であるという前提条件のもとで定義されているため、結局のところ後者の誰のために会社の権力を行使するのかと言う問題に収斂するのである。

さらに前項のガバナンスの概念に近いコーポレート・ガバナンスの定義を行っている小山明宏 (2008) は以下のように述べている。「結局はコーポレート・ガバナンスというのは、企業のさまざまな利害集団の間の力のバランス、及びこれらの集団の相互作用に関わることである。そこで論じられているのは、意思決定機関の権限やコントロールが、どのように秩序づけられるか、ということであ

る。そして、その際に、責任を負わされている人々への報酬の設定、企業に起こっていることをできるだけ明らかにすること（透明性）、そして企業コントロールの市場の形成などについて、理論的、実務的な考察の中心になる。」(309 ページ) というものである。この定義は JAICA やマーク・ベビア、グローバルガバナンス委員会が主張しているように政府だけではなく民間などの複数の利害を持つ集団が協働して意思決定もしくは合意形成を行うことという定義に近く複数の利害者の利害の調整という部分に重きをなしていることがわかる。以上のことよりコーポレート・ガバナンスとはガバナンスの概念と同じく複数の利害関係者の利害調整という概念といっても問題がないことがわかるが、この複数の利害関係者の利害調整ということは次節で述べる主権という概念と対立するものである。

第3節 主権、所有、支配、占有の概念

第1項 主権という概念

コーポレートガバナンスの分野で会社は誰のものかという問題はよく議論されている。その問題を一般的に主権論と表現しその内部では株主主権、労働者主権論、ステークホルダー主権論、従業員主権論などに分けられる。

ここでいわれている主権とは従業員主権を主張する伊丹が「国の市民権となぞらえて考えれば、企業の主権の内容は、基本政策の最

終決定権、経済成果の優先分配権、経営者の選任・罷免権という三つの権利からなると思われる(22 ページ)」というように元々は政治学上の概念に由来している。そのため政治学上の主権という概念とコーポレートガバナンスの議論で使われる主権という概念の違いについて検討する必要がある。憲法学上の主権と比較した表が表1である。

憲法学上の国家権力そのものとはなにか芦田(1992)によれば「国家権力そのものとは「統治権(Herrschaftsrechte)と呼ばれ、立法権・行政権・司法権などの複数の「国家の権利」(宮沢)ないし「統治活動をなす権力(清宮)を総称する観念である。」(220 ページ) 国家権力の最高独立性とは「国家権力が対外的には他のいかなる権力主体からも意思形成において制限されず独立であり、対内的には他のいかなる権力主体にも優越して最高であることを意味する」(221 ページ)、最後の国政についての最高の決定権とは「国内における最高権力とも言われ、あるいは「国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威」とも定義づけられる」(221 ページ)と定義している。

これを伊丹の経営学上の主権と比較すると、憲法上の統治権が経営学上の主権にある基本政策の最終決定権と経営者の選任罷免権と同等であると思われる。逆に異なっている点は国家権力の最高独立性と経済成果の優先配分権であるがより重要な差異として国政に

表1 憲法上の主権と経営学上の主権

| 憲法上の主権 | 経営学上の主権 |
|--|------------|
| 国家権力そのもの(統治権) | 基本政策の最終決定権 |
| 国家権力の最高独立性 | 経済成果の優先分配権 |
| 国政についての最高の決定権(国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威) | 経営者の選任・罷免権 |

出所 憲法学上の主権は芦田(1992)220～221ページより引用
 経営学上の主権は伊丹敬之(2000)22ページより引用

ついでに最高の決定権（国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威）と基本政策の最終決定権の差異である。これは一見似通った語句であるが、所有と支配の概念から考えると別個の存在である。そのため憲法学上の主権と伊丹のいう主権とは異なる概念であることがわかる。

これまでの経緯から主権論＝支配論ともいえるが実際にはそうではない。それは杉原泰雄（1971）が述べる国民主権の特色に見ることができる。その特色とは、「主権は、単一・不可分であるから、それは、「国民」のみの所有に属する。したがって、同一領土内においては、国民以外に国権の所有者は認められず、アンシアン・レジームにおけるような君主による国権の所有（君主主権）は、当然に否定される。また、君主によるその部分的な所有も許されない」（300ページ）。つまり伊丹の言うような株主主権と従業員主権が同時に存在するような主権の分有はあり得ないということである。

三権分立に見立てて経営上の主権が別の機関に分割されうると解釈することもできないのである。なぜならば、清宮（1969）が「権力の分立といっても、それは、国家の権力そのものの分割を意味するものではない。国家の権力そのものは、単一、不可分のものでなければならない。さもなければ、国家そのものの分裂となる。立法権・行政権・司法権は、いずれも、統一的な国家権力の一部を構成するものであり、それらの「分立」は、国家権力の統一性をくつがえすものではなく、国家権力を行使する機関の「権限の分立」にすぎないものである。この場合、各機関はその権限を固有するのではなく、国家または憲法によって授けられた範囲の権限を行使するものである。そうして、これらの権限のよってきたところは、民主国では、国家の主権にあるものと考えられる。」（204ページ）というように、国政上の三権分立とは権限の分立に

すぎず、主権の分割が行われたことを意味するものではない。そのため伊丹の言うような株主主権と従業員主権の両立という状況はあり得ない。最後に各個人に主権が存在するという人民主権の観点から見ても伊丹の場合は従業員の中でも主権を持つコア従業員とそれ以外のノンコア従業員と区別しているため、この人民主権の意味でも主権という言葉を使用するのは不適切であると思われる。

ほかに経営学で主権という概念を使用しているものが青木昌彦（1984）と穴戸善一（1993）、水口宏（1994）が存在している。

青木（1984）は「会社は株主の財産であり、取締役は株主の被信託者として会社を営まなければならない、という伝統的な概念はあまり役に立たないように思われる。（303ページ）」「株主主権の伝統的な見解の時代遅れの性質は、アメリカのビジネス・コミュニティにおける指導的なスポークスマンによっても、認められている。」（305ページ）としており実質的に株主主権とは会社は株主のものであるという意味合いで使用していることがわかる。また青木はこの著書の英語版M.Aoki（1984）において株主主権を“shareholder's sovereignty”という英語を使用している。そして“shareholder's sovereignty”を国民主権（Popular sovereignty）と同質の概念に位置付け、経営学上で主権という概念を使用した最初期の人間であると考えられる。しかしこの青木の主権という概念も伊丹と同じ問題を抱えている。その問題とは「産業民主主義の拡充と株主民主主義の拡充とは、孤立してなすべきではない。コーポラティヴ化にむけて企業を再構成するということは、株主＝経営の接触平面と従業員＝経営の接触平面の商法における同時的な調整を必要とするであろう。」（310ページ）という文章からみてとれる。

この文章はつまり株主民主主義＝株主主権と産業民主主義＝従業員主権のバランスをと

り二者が協同 (cooperative) するべきであるという意見であるが、上で述べたように主権という概念自体は分割、分立が不可能な概念であり建前上は株主主権、実質上は従業員主権という用法で使用することができないものであり伊丹や青木のいう主権とはだれが会社の主権を有しているのかというよりも誰のための株式会社であるのか (べきか) という論に近い。(伊丹や青木は従業員を重視すべきという立場に近い)

また日本の会社法において第三百四十一条で「第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数 (三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上) を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数 (これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上) をもって行わなければならない。」と株主総会に取締役を選任する権限を認めており、法的に株主に統治権を認められているため、主権という概念から考えると統治権を株主が持っている＝主権の概念の下にある三つの権限を株主もっている (株主主権) ということになるが、実際にはそうではない。そのことがうかがえるのが経営学上の「株主主権」という概念そのものにある。それは、穴戸 (1993) 水口宏 (1994) の株主主権の定義に見て取れる。穴戸 (1993) は「株主主権とは、株主が経営者を選び、経営者は株主の利益のために会社の経営を求められるという二つの意味を持つ概念である。」(226 ページ) 「○○主権という議論は、モニター制度の問題であり、○○主権論は誰が誰をモニターするのかという議論に移し替えることも可能である。」(231 ページ) と定義し、水口宏 (1994) は以下のように定義した。「株式会社制度は、その本質的要素として、株主による経営の監視・監督システムを中核とするコントロール・シ

ステム、つまり会社の実質的所有者たる株主が会社の究極的な支配権を有すること (これを、以下“株主主権”と称する) に普遍性を有しており、各国の株式会社法制度も、基本的にはそのことを理念としてその骨組みを構築している。」(48 ページ) つまり主権＝支配＝モニタリングであるとしている。また穴戸は「経営者を中心とした各利害関係者との関係として株式会社システムをとらえると、現実の企業システムは各国の法規制、および市場環境の相互作用によって何らかの総合的なモニター制度、すなわち複合主権とならざるを得ないことが分かる。ただし、法規制によって、最終的なモニターは、株主による経営陣の選任・解任に求められている。」(232 ページ) としていることである。つまりこの二者は究極的、最終的という言葉を利用して、これはモニタリングという機能をあつた一つの利益集団だけが“支配”しているわけではないということを示唆している。また究極的にモニターを行うものが主権者であるとしているがその主権者も法制度や、各国の市場環境に影響を受けてモニタリングを行っていることを示している。このモニタリングを行う者に影響を与える株式会社に関する諸要素のうち何を重要視するのかということこそが会社 (経営陣) は誰のために株主会社の権力が使われるべきという問題なのである。

以上の事からもわかるように本来別の問題である「会社は誰のものか」という問題と「会社の権力を誰のために行使すべきなのか」という問題を経営学上では混同してしまっていることがわかる。その端的な例は従業員主権という言葉を使用する伊丹自身の文章から見出すことが出来る。その文章は以下の2節である。「株主重視経営には、二つの意味がありうる。ひとつは、これまで株主を軽視すぎてきたから、これまでよりは重視しようという意味。もう一つは、企業の他の利害関係者、とくに従業員と比較して株主をより重

視しようという意味。どうも最近では、第二の意味の意味で使われることが、「グローバル・スタンダード」のようである。」(1ページ)「しかし、第一の意味ならばすぐに理解できるし私も賛成だが、第二の意味の理解には、多くの日本の企業人の実感がついていかないようだ。会社は働いている自分たちのものだと思っていたら、グローバル・スタンダードとやらで会社は株主のものだという。株式市場で昨日買って、明日売するような株主も含めて、株主が企業の持ち主だといわれても、釈然としない人が多い。」(1ページ)つまり株主を“重視”すること(株主のために経営をすること)の対比は従業員“重視”という用語になるはずでなければならぬのに実際は従業員“主権”としてしまっている。しかも内容的には従業員の“ために”経営を行うという本来の主権の概念の外にある概念が主となっていることがわかる。つまり主権論というのは「会社の権力は誰のために使われるべきなのか」という内容である。

しかし、主権という言葉を使用したため、本来別の問題である会社は誰のもの＝会社の主権者は誰か?という別の問題と混同することにより、主権論を「会社の権力は誰のために使われるべきなのか」と「会社は誰のものか」という二つの意味合いで都合により使い分けるといった危険性が生まれてしまう。(実際に株主主権論を批判する場合、会社は株主“だけのもの”とするのは誤りであるといった批判がなされる。)そのため経営学上で使われる主権論と言う用語は使用するのには問題がある用語だということがわかる。

第2項 所有、支配、占有の概念

「会社は誰のものか」という問題と「会社(経営陣)は誰のために」という問題は別物であるということを語るうえで誰のものという議論が行われるとき誰が会社を支配しているのか、誰が会社を所有しているのかという

ことも議論がなされる。そのため支配と所有の概念についても検討をする必要がある。そのため本項では支配と所有そしてこの二つに付随する概念である占有の概念について検討を行う。

日本において企業における所有の定義とは片岡信之(1992)は「ここで言われている所有権はものを自由に使用・収益・財産処分などの権利であり、企業で言えば、経営管理・支配、収益獲得、財産処分などの権利である。しかしそれはあくまでも権利であり、「可能性の集合」「可能態」というにすぎない。」(15ページ)

この定義は憲法上の主権と経営学上の主権の概念に照らし合わせると経営学上の主権の一要素である“経済成果の優先分配権”と一致していることがわかる。しかしモンクス&ミノウ(1999)は所有について、「[法人性]を考えると、企業を「所有」することに意味と効果があるかについては疑問が生じる」(83ページ)とそもそも会社を誰が所有しているのかということについて意味があるのかという疑義を示している。また片岡が可能態というにすぎないというように宮川壽夫(2013)の言葉を借りれば「株主に企業の所有権があったとしても、現実的には株主がその権利を行使して企業を完全にコントロールすることは不可能な場合が多い」(45ページ)あくまで形式的な定義となると思われる。そして、アダム・スミス以来バーリとミーンスで完成された研究により大企業ほど所有は支配に直結するものではないという事実から考慮すると、株式会社では所有権を有するもの＝会社の所有者にならず、現代の株式会社の「会社は誰のもの」という議論には使用できない概念であることがわかる。むしろ所有権は上記の片岡が述べているように会社の権力行使の可能性の集合なのであり、会社の権力はだれのために使用すべきなのかという問題に使用される概念であるということがわか

る。

次に経営学上の支配という概念について検討を行う。所有権が実際の企業のコントロールとならない現象「所有と経営の分離」についての研究の先駆者であるバーリとミーンズは支配（コントロール）を以下のように定義した。

「實際上、取締役会のメンバー（あるいはその多数）を選出する力だといってもよい。」（66 ページ）

つまり前項で述べた経営学上の主権概念のうち経営者の選任、罷免権がバーリとミーンズの規定する支配（control）であることになるが、所有と経営の分離という現象からわかるように所有権を持つ者が支配者とは限らない。そして支配者が単一の利益集団とならない場合があることもバーリとミーンズは以下のように指摘している。

「二つあるいはそれ以上の強力な少数株主利権が、行動協定を結んで協同の支配を維持することはめずらしくない。また、一つの少数株主群と一つの経営陣とが結んで「真性の」支配を達成することもある。そういう場合、支配は分割されているともいえ、そのような事態を「共同（ジョイント・）支配（コントロール）」と解することができる。」（84 ページ）

主権という概念は分立して存在できるものではないということは前項で述べた。そのため、支配という概念は主権とは相いれないものであるということがわかる。逆に言えば所有と支配が一致している場合は主権の概念が使用できるということになるが、主権論の議論で挙げられる株主主権、経営主権、従業員主権の分類の意味が薄くなるため主権論という議論そのものの意味がなくなると思われる。（所有と経営が一致している場合会社の支配者とは株主で、かつ経営者でもあるため。）

最後に占有の概念について検討を行う。法

学上では占有概念について末川博（1962）は以下のように述べている。「占有権は、占有をなしえる権利すなわち占有を正当づける権利とははっきり区別されるとともに、そこに反映される占有がどんな方法で成立したかを問うことなしに認められる権利なのであるから、占有が違法な方法で成立しているようなときには、占有権は、安定性を欠いているのであって、そこにそれが仮の権利だといわれるゆえんがある。」（7 ページ）

つまり占有権は現状を追認するための権利なのであって占有そのものを正当化する権利ではないことである。このことを経営学上の占有にあてはめると経営者が企業を占有している、だから会社の権力を経営者の“ため”に行行使する根拠にはなり得ても、占有しているから会社は経営者の“もの”であるとは主張ができない。そのため占有の概念は、所有と支配の分離という現代株式会社の状況からみて、主権論には使用できるものではないことがわかる。このことについて西山忠範（1992）は「これに対して、同じように「支配」の態様である占有 Besitz, possession はそのような概念的なものではなく、客体を現実に保持 Erhaltung, detention, holding していることによる支配を意味する。占有にとしての支配は所有のそれと異なってレギティマツィオンを前提とせず、逆に、占有という事実がレギティマツィオンの前提となる」（25 ページ）「たとえば、借家人、質権者、横領者、盗人はそれぞれの客体の占有者ではあるが、所有者ではない。逆に、家主、質権設定者、横領被害者、盗難被害者はそれぞれ客体の所有者ではあるが占有者（直接占有者）ではない」（25 ページ）と日本の株式会社の経営陣は会社を支配しているというより占有しているためそこに正当性がないと指摘しているように占有と言う概念は「会社は誰のものか」という根拠にはならないことがわかる。そして占有とは実質的に客体（今回の場合株式会

社の経営権)を保持している状態のことであるかので「会社は誰のものか」という議論には使用できなくとも、「会社の権力は誰のために使用されるべきなのか」という議論には使用ができる。(本来の持ち主が会社の権力を使用していないため会社の権力を占有している経営者が自分自身のために会社権力を使用するといったように)

以上のことから所有、支配、占有の各概念は「会社は誰のものか」という問題より「会社の権力は誰のために使用するべきなのか」という問題に使用することが適切である。そしてこの3概念は連結した概念である以上各概念のみを利用して経営の分析に使用することは不適切であることがわかる。主権論の内容からみても、主権論という名称を当てはめるよりは重視論若しくは志向論という名称を使用した方が適切かつ内容と一致したものになると思われる。

おわりに

本来主権という概念はある単一の利益集団の権力の正統性を指す語句であるため、多様な利害関係者間の利害調整や権力の方向づけという意味合いを持つガバナンスとコーポレート・ガバナンス両概念とは相いれない問題であることが分かった。そしてコーポレー

ト・ガバナンスの主権論で議論される、所有、支配、占有の各概念も、会社は誰のものかということを実証することができる概念ではなく、会社の権力はだれのために行使すべきなのかという問題についての根拠にはなりうる概念であるということがわかった。

以上の分析の結果日本のコーポレート・ガバナンス問題で唱えられる主権論は本来別の問題である「会社は誰のものか」という問題と「会社の権力を誰のために使用するべきなのか」という問題を混同してしまっているという問題が生じてしまっている。そのためこの二つを分離する必要がある。この二つの問題のうちどちらを重要視するべきかについては、アダム・スミス、JSミル、マーシャル、ケインズ、バーリ&ミーンズの各議論に見られるように「会社は誰のものか」という問題はすでに所有と経営が分離した大規模な株式会社においてはすでに問題とはならず「会社の権力を誰のために行使すべきなのか」という問題こそ重視し問題にすべきなのである。

そして、コーポレート・ガバナンスの主権論という名称そのものについても主権論の内容からみて、主権論という名称を使用するよりもコーポレート・ガバナンス重視論若しくはコーポレート・ガバナンス志向論という名称を使用した方が適切かつ内容と一致したものになると思われる。

(注)

- 1 菊澤研宗(2004)によればコーポレート・ガバナンスの主権論とは「企業は誰のものか。誰が企業を統治するのか。企業統治の主権者は誰か。株主が企業をガバナンスするのか。あるいは債権者が企業をガバナンスするのか。あるいは広く利害関係者が企業をガバナンスするのか。」(2ページ)としている
- 2 「所有者が事業活動を自分で支配しているときには、彼は自分の利害に添ってそれを運営できた

し、私有財産制度をめぐる哲学がそれを当然のことと想定していた。」バーリ&ミーンズ 森杲訳(2014)(106ページ)

- 3 「工場や鉱山のような財産を参加権のなかで分割するには、ひとつのメカニズムの創設を要する。つまりその管理と全体の内実を小分けにしないまま、それへの参加権が相対的に低い価格で人々の手から手へと移動されるメカニズムである。これが、株式会社という装置のおかげで実現されたのであり、それが「蓄えの持分=株式

コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判

- 証券 (share of stock) 普及を、少なくとも部分的に説明するものである」(263 ページ)
- 「かくして財産が流動物になるときは、それは責任から分離されなければならない、かつまた非人格的なものにならなければならない。」(264 ページ)
- 4 「株主は彼の富にたいする支配権を譲り渡してしまった。彼は資本の提供者、純粹かつ単純なリスク引受人になってしまい、他方で究極の責任や権限が取締役と「支配者」によって行使される。」(318 ページ)
- 5 「自分の富にたいする支配を行使する所有者がその富から生まれる恩恵をすべて享受すべく保護されているからといって、そのことから必然的に、自分の富の支配を他人に譲渡してしまった所有者にも同じく全面的な保護を与えるべきだということになるだろうか。」(318 ページ)
- 6 「同時に支配者集団は、会社権力の拡大を通じて、会社は消極的財産所有者に恩恵を施すためだけに操業されることを求める伝統の壁を、自分自身の利益のなかで打ち破った。とはいえ、消極的財産所有者の単独の利益を滅殺するということは、新しい権力が今度は支配者集団の利益のために用いられるのだと主張する論拠に、必ずしもなるわけではない。支配者集団は、新しい権力がそのように用いられるべきだとする構想について、それを防御するに値するような行動も言葉もまだ提示していない。いかなる伝統もこの構想を支持しない。(334 ページ)」
- 7 「生産が盲目的な経済諸力によって制せられていた社会が、ごく少数の個人の究極的支配のもとで生産が行われる社会に置き換えられつつある。巨大株式会社を取り仕切る少数者の掌中にある経済力はとてつもなく強くて、おびただしい人々を害するのにも益するのにも、あらゆる地域に影響を及ぼすのにも、取引の流れを変えるのにも、これらのコミュニティを破滅させあちらのコミュニティを繁栄に導くことも、意のままである。彼らが支配する組織は私的な企業の領域をはるかに超えてしまった。この組織はもはや、社会制度 (ソーシャル・インスティテューション) とはいったほうがよいものになっている。」(46 ページ)
- 8 「ある国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で、動員し、配分・管理するための政府の機構制度・政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方、など、制度全体の構築や運営のあるべき姿」(117 ページ)
- 9 「ガバナンスとは、公共および民間の個人や機関の共通の事務を管理する方法の総計であり、これは、競合したり、多様な利害を収容することができ、競合若しくは多様な利害を受容されるそして協働行動を取ることを通じた継続的なプロセスである。」(<http://www.gdrc.org/u-gov/global-neighbourhood/chap1.htm>)
- 10 「ガバナンスについて考えることは、経済や社会、そしてどのように集団的目標を達成するためにどのように操縦する方法を考えることに意味がある」(1 ページ)
- 11 「ガバナンスは、政府若しくは、家族、部族、会社、もしくは領土の上か、法律、規範、権力、または関連する言語上のネットワークが行った統治のすべてのプロセスを指す。」(1 ページ)
- 12 「ガバナンスは、国の権限が行使される伝統や機関で構成されている。これは、政府により、選択され、モニターされ、交換されるプロセスを含む、政府の能力を効果的に策定し、健全な政策を実施する、そして市民の尊敬と諸機関のための国家はそれらの間の経済的そして社会的諸対話をつかさどる。」(<http://info.worldbank.org/governance/wgi/>)
- 13 「ガバナンスは誰が権力を持っているのか、誰が意思決定するのか、どのように他のプレイヤーの声を利用するのか、そしてどのように利益を提供するのかを決めることである。」(<http://iog.ca/defining-governance/>)
- 14 「ガバメント・システムは、「拘束力、強制力を

コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判

- 持つ法制度による権利、義務に基づき、組織の正当性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム」とされるのに対し、ガバナンス・システムは、「主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強く持って行う意思決定・合意形成システム」とされる。」(5 ページ)
- 15 「ガバナンスは、従来の制度の枠にとらわれることなく、現代社会の諸課題に横断的に対応し、組み換えを行うものである。それは、さまざまな社会的・文化的背景をもち、緊張や対立が生まれやすい利害関係者の間に、連携や協同の可能性をもたらす。つまり、ガバナンスは、集権的・統制的な「ガバメント」が見直されて、行政と他の多様なアクターが対等な関係の下で協働することを意味する。」(23 ページ)
- 16 「それでは「ガバナンス」とは具体的には何を意味するのか。それを一言で述べようとする、途端に難しくなる。というのも、「ガバナンスはガバメントよりはどこかしら広いものを指し、舵取りやゲームの規則にかかわっている」と一般的には指摘できるものの。その具体的な中身はきわめてあいまいであり多様だからである。」(2 ページ)
- 17 「要するに「ガバナンス」とは、「あるものの働きを制御して、一定の方向に導く」ことを意味している。」(2 ページ)
- 18 「「ガバナンス」は統治のしくみをいかにデザインするかという趣旨で、プラトンが用いていたという指摘もあるが、いずれにせよ、ガバナンスの語源がギリシア語の“kubernan”にあり、「操縦する」、あるいは「舵をとる」という意味であつたという点は、今日のガバナンス概念を理解するうえでも重要な視点をもたらす。」(48 ページ)
- 19 「個別の株式会社企業が社会において展開する行動の基本的な進路の選択に関する最終的にして最高の統御を意味するもの」(2 ページ)
- 20 「コーポレート・ガバナンスとは企業の統治または、統治システムあるいは、誰が企業を所有するかという問題と企業の経済的パフォーマンスを関連させながら議論する問題群である」(1 ページ)
- 21 こうした国の統治とのアナロジーでコーポレートガバナンスを定義すると、もっとも単純には次のような定義となるであろう。「企業が望ましいパフォーマンスを発揮し続けるための、企業の『市民権者』による経営に対する影響力の行使」(11 ページ)
- 22 コーポレート・ガバナンスは、狭義には株主の立場からする企業経営のあり方、そのための経営行動に対するモニタリング・システムの構築をめざしているといつてよいのであるが、今日の大規模化して社会的広がりをもつようになったことを説明しきれるものではなく、諸利害関係者のパワー・バランスをも考慮に入れた検討が不可欠であることを明示しておく(2 ページ)
- 23 「もう少し具体的に定義すれば、「誰が会長、社長CEO(最高経営責任者)、COO(最高執行責任者)などの最高責任者を選び、そのパフォーマンスを誰が評価して、どういう咎で、そしてどういう手続きで、追い出せるか」に関わる、よりよい企業経営が執行されるようにするための方法、制度と慣行とまとめることができよう。」(3 ページ)

(参考文献)

- 青木昌彦(1984)『現代の企業』岩波書店
芦田信喜(1992)『憲法学I 憲法総論』有斐閣
アダム・スミス 大河内一男監訳(1988)『国富論』中央公論社
アルフレッド・マーシャル 永澤越郎訳(1986)『産業と商業 第二分冊』岩波ブックサービスセンター
伊丹敬之(2000)『日本型コーポレート・ガバナンス』日本経済新聞社

コーポレート・ガバナンスにおける主権論批判

- 岩崎正洋 (2003) 「序章今なぜガバナンス論なのか」 岩崎正洋 佐川泰弘 田中信弘編『政策とガバナンス』東海大学出版会
- 海道ノブチカ (2009) 『コーポレート・ガバナンスと経営学—グローバル化下の変化と多様性—』ミネルヴァ書房
- 加護野忠男 (2005) 「企業統治と競争力」伊丹敬之編『日本の企業システム』有斐閣
- 片岡信之 (2008) (海道ノブチカ) 『現代企業の新地平—企業と社会の相利共生を求めて』千倉書房
- 菊澤研宗 (2004) 『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣
- 木暮健太郎 (2008) 「ガバナンス概念の系譜」『杏林社会科学研究』第24巻第3号
- 清宮四郎 (1969) 『憲法の理論』有斐閣
- 小山明宏 (2008) 『コーポレート・ガバナンスの日独比較』白桃書房
- 宍戸善一 (1993) 「経営者に対するモニター制度」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重『日本の企業システム』有斐閣
- 末川博 (1962) 『占有と所有』法律文化社
- 高橋俊夫 (1995) 『コーポレート・ガバナンス』中央経済社
- 武市春夫 (1951) 「所有と経営の分離」『月刊簿記』9号
- 田中一弘 (2002) 『企業支配力の制御』有斐閣
- 田中正継 (1998) 「日本のコーポレート・ガバナンス」『経済分析 政策研究の視点シリーズ12』経済企画庁経済研究所
- 寺西重郎 (2011) 『戦前日本の金融システム』岩波書店
- 中村瑞穂 (2003) 『企業倫理と企業統治』文眞堂
- 西岡晋 (2006) 「第一章パブリック・ガバナンス論の系譜」岩崎正洋 田中信弘編『公共領域のガバナンス』東海大学出版会
- 西山忠範 (1992) 『日本企業論』文眞堂
- バリー&ミーンズ 森杲訳 (2014) 『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会
- J. M. ケインズ 山岡洋一訳 (2010) 『ケインズ説得論集』日本経済新聞出版社
- J. S. ミル 末永茂喜 (翻訳) (1959) 『経済学原理〈第1分冊〉』岩波文庫
- 水口宏 (1994) 『会社運営と株主の地位』商事法務研究会
- Robert A. G. Monks Nell Minow (1999) ビジネスブレイン太田昭和訳 “CORPORATE GOVERNANCE” 生産性出版
- ロナルド・ドーア (2006) 『誰のための会社にするか』岩波書店
- 山本隆 (2009) 『ローカル・ガバナンス』ミネルヴァ書房
- Adolf A. Berlejr, Gardiner C. Means (1939), *The Modern Corporation and Private Property*, New York the macmillan company.
- THE GLOBAL DEVELOPMENT RESEARCH CENTER
- Our Global Neighborhood Report of the Commission on Global Governance
- <http://www.gdrc.org/u-gov/global-neighborhood/chap1.htm> 2015年11月10日閲覧
- Henry Hansmann & Reinier Kraakman, *The End of History for Corporate Law*, 89 GEO. L. J. 439 (2001) (reprinted in CONVERGENCE AND PERSISTENCE IN CORPORATE GOVERNANCE 33 (Jeffrey N. Gordon & Mark J. Roe eds., 2004).
- Institute on Governance <http://iog.ca/defining-governance/> 2015年11月10日閲覧

M. Aoki (1984), *The Co-operative Game Theory of the Firm*, Oxford University Press.

Mark Bevir(2013) “A Theory of Governance” University of California Press.

jaica (2008) 第4章 ガバナンス指標の見方

Jon Pierre and B. Guy Peters (2000), *Governance, Politics and the State*, Palgrave Macmillan.

Robert A. G. Monks Nell Minow. (2011), *Corporate Governance fifth edition*, WILEY.

(Abstract)

The purpose of this paper is to examine critically the so-called sovereign theory in the corporate governance theories. The sovereign theory can be paraphrased as “To whom does a company belong?” problem. But, this problem is not just a simple matter of ownership.

For that reason, it is considering crucial to examine the concepts related to sovereign theory. Eventually make clear that “For whom should use the power of the company?” rather than “To whom does a company belong?” is important.

First, for a definition: The corporate governance, it has in the concept of interest adjustment of multiple stakeholders and therefore is originally incompatible with the concept called the sovereignty. And, ownership, domination, occupation which are the lower concepts of sovereignty is also not become the basis for solving the problem of “To whom does a company belong?” Rather, it is evidence to solve the problem of “For whom should use the power of the company?”

The sovereign theory in the current corporate governance they’ve confound “To whom does a company belong?” with “For whom should use the power of the company?” Therefore it is necessary to separate the two concepts.

In conclusion I want to say: It is Reasonable to assume that “For who should use the power of the company? Takes priority “To whom does a company belong?”